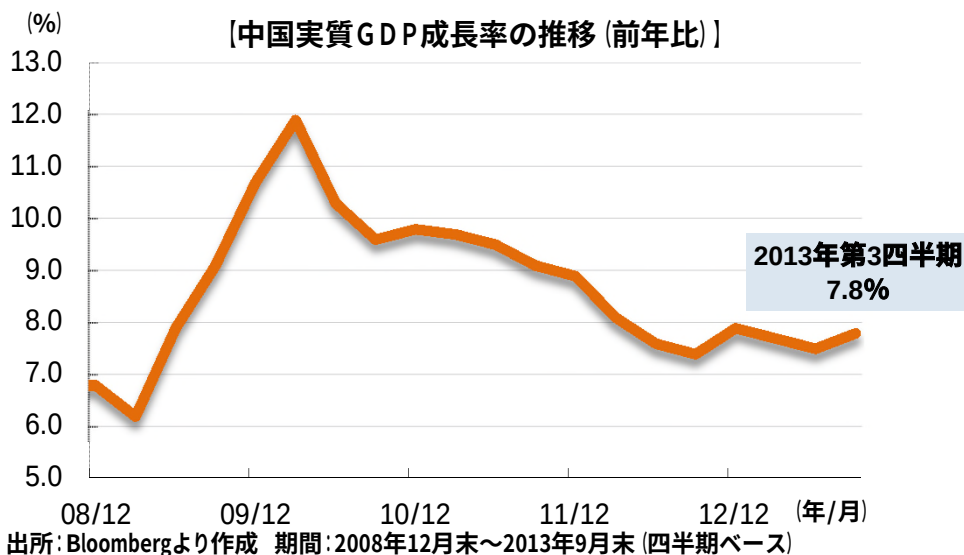


アジア・ハイ・イールド債券ファンド

為替ヘッジなしコース
追加型投資信託/海外/債券
～中国の投資環境～

2013年10月18日に発表された中国の第3四半期のGDP成長率は前年同期比7.7%でした。政府は2013年の見通しを23年ぶりの低い伸びとなる7.5%としています。中国政府が目指すソフトランディングは、中国経済にどのような影響を及ぼすのでしょうか。当ファンドの主要投資対象である日興アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのファンドマネージャーであるレオン・ワイ・フーン氏のコメントをご紹介します。

中国政府の2013年
GDP成長率目標

7.5%

◆ファンドマネージャー レオン・ワイ・フーン氏のコメント

2013年の中国経済は7.5%の成長目標を達成し、ソフトランディングに成功すると見ています。中国経済は成長の主軸を内需へ移行しており、そこに日米欧の景況感向上による外部環境の好転が加わることで、内外の経済両輪が整う環境にあるからです。

中国の不動産セクターやシャドーバンキングに関する懸念は、上記の中国マクロ経済の動向が鍵になると考えています。まず、不動産セクターに関して、同国における不動産セクターのGDP寄与度は20～40%程度とされています。そのため中国政府が経済のソフトランディングを図るということは、不動産セクターに対して、より過剰な抑制策がとられる可能性が低く、安定的な推移が期待できるということにつながります。足元の大手不動産会社における販売予約状況は好調に推移し、財務も良好であることから、倒産確率は著しく低下している状況にあるといえます。もちろん、住宅価格の過剰な上昇は注意すべき点の一つですが、2級・3級都市では4～7%程度の上昇率にとどまっており、中国の可処分所得上昇率（2012年都市部・12.6%*）から推察すると特段問題視される水準ではないと考えています。

次にシャドーバンキングに関して、2012年以降、中国政府はシャドーバンキングの拡大と理財商品における銀行の関与をチェックする政策を発表しています。具体的な政策としては、銀行の総資産の4%以上となる理財商品の取扱を禁止、また非生産的（設備過剰等）な企業への貸し出しを制限する等により、過剰な与信拡大に陥らないためのコントロールを図っています。また、実際に不良債権化が進んだ場合の対策として、資産管理会社が不良債権を買い取るための準備（起債や貸付の拡大等）も進めています。一方で急速な取り締まりは民間部門の流動性を毀損させ、景気拡大に急ブレーキをかけることにつながることも認識しています。これらの政策に加え、ソフトランディングを図ることで、過剰な与信拡大（または縮小）に陥らないようコントロールし、シャドーバンキングのリスクを抑制する効果が期待できると考えています。

（*中国国家统计局データより作成）

当資料に記載のデータ等は作成時点における過去の実績であり、将来の運用結果をお約束するものではありません。
※後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

詳細については、投資信託説明書（交付目録見書）をご覧ください。

ファンドの特色

- 1 主として日本を除くアジア（オセアニアを含む）のハイ・イールド債券（米ドル建て等）を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

■ 当ファンドは、日興アセットマネジメントアジアリミテッドが運用する投資信託証券「日興アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「マネーブルマザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

■ 原則として、「日興アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

※ 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称については投資信託説明書（交付目録見書）をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

- 2 主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 3 原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。

■ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 03 (5290) 3519 ●営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 株式会社りそな銀行 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

※後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

投資信託の収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

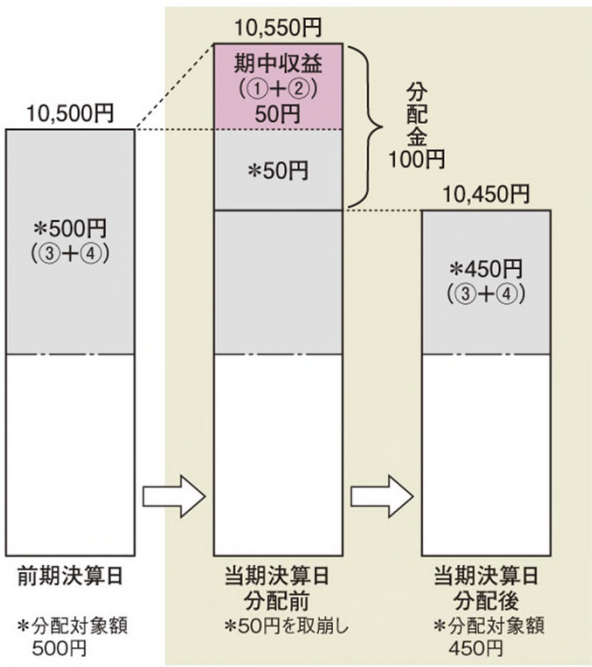
投資信託で分配金が支払われるイメージ



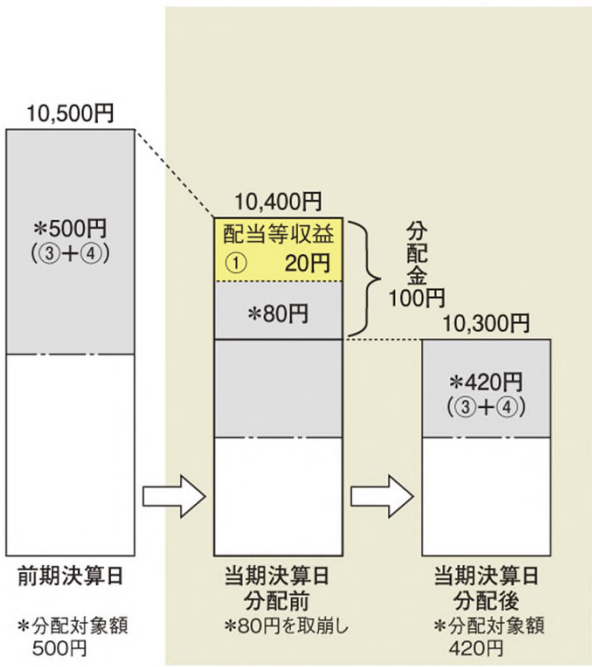
◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

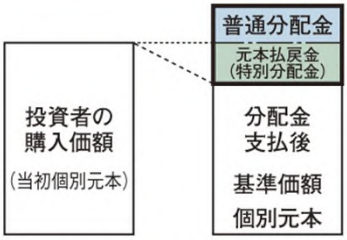


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

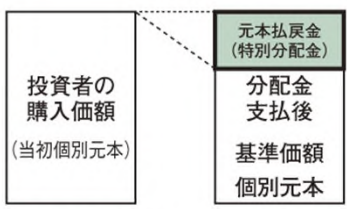
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。

※後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に 3.675%※（税抜3.5%）を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 消費税率が8%になった場合は、3.78%となります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じた額 です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用（信託報酬）	当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.9660%※（税抜0.92%） を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 ※ 消費税率が8%になった場合は、年率0.9936%となります。 運用管理費用（信託報酬）の配分は以下の通りです（年率）。 <table><tr><td>（委託会社）</td><td>税抜0.35%</td></tr><tr><td>（販売会社）</td><td>税抜0.54%</td></tr><tr><td>（受託会社）</td><td>税抜0.03%</td></tr></table>	（委託会社）	税抜0.35%	（販売会社）	税抜0.54%	（受託会社）	税抜0.03%
（委託会社）	税抜0.35%						
（販売会社）	税抜0.54%						
（受託会社）	税抜0.03%						
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.77% ※ 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）、管理報酬等がかかります。						
実質的な運用管理費用（信託報酬）	当ファンドの純資産総額に対して 概ね1.7360%※（税込・年率）程度 となります。 ※ 当ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率0.9660%（税抜0.92%）に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等（年率0.77%）を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。 消費税率が8%になった場合は、年率1.7636%となります。						
その他の費用・手数料	◆監査報酬 当ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.0021%※（税抜0.0020%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円※（税抜25万円））を上限とします。 なお、上限額は変動する可能性があります。 ※ 消費税率が8%になった場合は、それぞれ0.00216%および27万円となります。 ◆その他の費用（*） - 組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 - 外国における資産の保管等に要する費用 - 売買委託手数料に対する消費税等相当額 - 信託財産に関する租税 - コール取引等に要する費用 - 受託会社の立替えた立替金の利息 等 （*） 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

- ※ 上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				

- (備考欄の表示について)

 - ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
 - ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
 - ※3 新規のお取扱いを行っていません。
- (ご留意事項)

 - ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
 - ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
 - ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年8月10日まで（設定日 平成23年10月7日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日。（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。